

## 行政指導に関する指針等

行政指導の名称	堺市廃棄物の搬入者に対する指導及び処分の基準等に関する要綱
根拠法令等・条項	堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例
所 管 課	環境事業部クリーンセンター管理課
行政指導の趣旨	この要綱は、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、家庭廃棄物若しくは事業系一般廃棄物に係る直接搬入ごみ又は一般廃棄物収集運搬業による搬入ごみを搬入する者（以下「搬入者」という。）が、本市の処理施設にこれらの廃棄物を搬入する際における遵守事項並びにこれに違反した者に対する指導及び処分の基準その他必要な事項を定める。
その対象となり得る者の範囲又は該当する行為	条例第22条第1項の許可を受け、一般廃棄物を搬入しようとする者。
その対象となり得る者に対して求めることとなる作為又は不作為の内容	<p>(1) 家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物に係る直接搬入ごみを搬入する者は、他人の委託により他人の廃棄物を本市の処理施設に搬入しないこと。</p> <p>(2) 本市の処理施設に搬入するときは、必ず搬入許可書を携帯し、本市の職員から求められたときは、速やかにこれを提示すること。</p> <p>(3) 一般廃棄物処理手数料を滞納しないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、本市の職員が指示した事項に従うこと。</p> <p>規則第8条第1項の規定により搬入許可を受けた者と雇用又は委任の関係にある者が搬入者として行った行為は、当該許可を受けた者が行った行為とみなして前項の規定を適用する。</p>
責 任 者	クリーンセンター管理課長